

議第一号議案

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成二十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「配慮に努め」を「配慮をするとともに」に改める。

第十六条第二項中「するものとする」を「しなければならぬ」に改め、同条第三項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

栄 渡 森 鈴 須 渋 東 松 保 金 尾 林 柿
寛 辺 伊 木 賀 谷 山 本 谷 子 花 薫 沼
美 聡 久 まさ 昭 真 義 裕 瑛 貴
 一郎 磨 さひろ 夫 実 明 太 仁 志

提 案 理 由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、事業者が必要かつ合理的な配慮をするよう義務を課す等したので、この案を提出するものである。